倉吉市人権文化センターだより

# きずな

２０２５年３月１日　発行 No.171 号
発行所：倉吉市人権文化センター
住　所：倉吉市鍛冶町１丁目２９７１－２
電　話/ＦＡＸ：０８５８－２２－４７６８
メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

## 第２４回倉吉市中学生人権フォーラムを開催しました！

倉吉市立人権文化センターでは５センター事業として毎年人権フォーラムを開催しています。中学生人権フォーラムは、倉吉市内の各中学校２年生を対象に部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざした学校での取り組みや活動について交流し、身近な人権課題を学び合うなかで差別をなくす連帯意識を高め、学校間をこえた差別を許さない仲間づくりを行うことを目的とした事業です。

今年度は２月１５日に上灘コミュニティセンターで開催しました。

講演会では「部落差別の現実に学ぶ」をテーマに講師の倉吉市人権文化センター下吉所長から倉吉市で起こった差別落書きや差別投書などの事例を聞き、現代にも部落差別は存在していることに改めて気づき、問題解決のためには力を合わせて学び続けることが大切だと再度確認し合うことができました。

分科会では、部落差別について学校間をこえて話し合う事ができました。講演会を聞いて感じたことや、日頃から感じていた人権に関しての疑問、また、部落問題とその他の人権問題の共通点など生徒が主体となって議論し合うことができました。

**今回のフォーラムをとおして、生徒が学校の垣根をこえて活発に議論し合い、自分たちの考えを本音で語り合う中で、差別をなくしていくために自分たちにできることは何かをしっかり考える事ができました。**

---

## 日本語学習会（にほんごがくしゅうかい）のご案内（あんない）

令和（れいわ）７年度（ねんど）日本語学習会（にほんごがくしゅうかい）

令和（れいわ）７年（ねん）４月（がつ）９日（にち）１９：００～　開催予定（かいさいよてい）

場所（ばしょ）：倉吉市人権文化（くらよししじんけんぶんか）センター
内容（ないよう）：日常生活（にちじょうせいかつ）に必要（ひつよう）な日本語（にほんご）を学（まな）ぶ

### ボランティアを募集（ぼしゅう）しています！

倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツのある方が安心して日常生活を送ることができるように日本語学習会を開催しています。

日本語学習会では受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。詳しくは倉吉市人権文化センターまでお問い合わせください。

**申込・問合せ…　倉吉市人権文化センター（☎0858－22－4768）**

◎**差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！**

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

**連絡先：倉吉市人権政策課　☎（0858）22-8130**
**倉吉市人権文化センター　☎（0858）22-4768**

**2025 年１月号　倉吉市人権文化センターだより「きずな」に関する記事の訂正とお詫び**

下記の記載が誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

**（誤）**全国でおよそ 359 万人（2024 年６月末時点）、倉吉市には約 400 人（2024 年 11 月末時点）の外国にルーツのある方が日本で生活しています。

**（正）**全国でおよそ 359 万人（2024 年６月末時点）、倉吉市には約 400 人（2024 年 11 月末時点）の外国籍の方が日本で生活しています。

## 「全国部落調査」復刻版出版事件裁判についての報告を掲載します

# 最高裁上告棄却決定　東京高裁判決が確定

### 「全国部落調査」の出版及びネット上への掲載は違法行為　その２

**「上告棄却・高裁判決を追認」最高裁判所（上告審判決）**

東京高裁判決は「人は誰しも不当な差別を受けず、尊厳を保って平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」として、被差別部落出身と推測できる情報の公表はこの利益を侵害するとした。その上で掲載された地域に「本人や親族の住所か本籍があるか、もしくは過去にあった原告」が救済の対象だとして３１都府県分について出版を禁じ、サイト上の情報を削除するよう命じた。

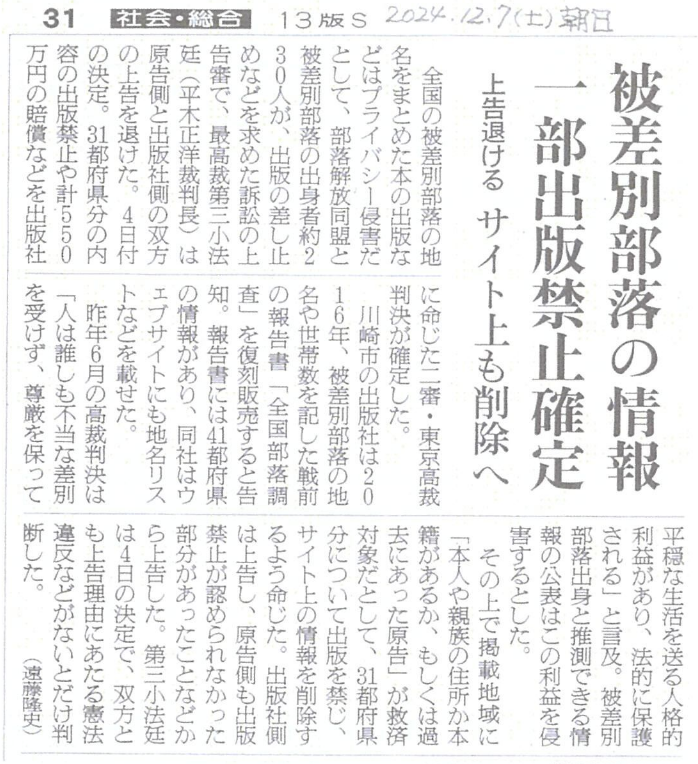

31　社会・総合　13版S　2024.12.7(土)朝日

被差別部落の情報　一部出版禁止確定

上告退ける　サイト上も削除へ

全国の被差別部落の地名をまとめた本の出版などはプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と被差別部落の出身者約230人が、出版の差し止めなどを求めた訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷（平木正洋裁判長）は原告側と出版社側の双方の上告を退けた。4日付の決定。31都府県分の内容の出版禁止や計550万円の賠償などを出版社に命じた二審・東京高裁判決が確定した。

川崎市の出版社は2016年、被差別部落の地名や世帯数を記した戦前の報告書「全国部落調査」を復刻販売すると告知。報告書には41都府県の情報があり、同社はウェブサイトにも地名リストなどを載せた。

昨年6月の高裁判決は「人は誰しも不当な差別を受けず、尊厳を保って平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及。被差別部落出身と推測できる情報の公表はこの利益を侵害するとした。

その上で掲載地域に「本人や親族の住所か本籍があるか、もしくは過去にあった原告」が救済対象だとして、31都府県分について出版を禁じ、サイト上の情報を削除するよう命じた。出版社側は上告し、原告側も出版禁止が認められなかった部分があったことなどから上告した。第三小法廷は4日の決定で、双方とも上告理由にあたる憲法違反などがないとだけ判断した。（遠藤隆史）

出版社側は「部落差別はない」、「部落の地名公表はプライバシーの侵害にならない」、「この裁判は、学問・研究の自由の侵害である」として上告、原告側も４１都府県すべての出版差し止めや、解放同盟の業務遂行権の侵害を求めて上告した。最高裁は、双方とも「上告理由に当たる憲法違反などがない」と判断し、上告棄却決定が出された。

最高裁は、東京高裁判決を「よし」、「追認する」という立場で決定したと思われる。

鳥取ループは、出版社側は敗訴確定を受けて、「実質的に勝訴だと思っている。１人あたり２～３万円の賠償額で終わり、全面的な出版等の禁止にならず、結果には満足している」とコメントした。実質敗訴にもかかわらず、自分たちの勝利だとコメントしている。

今後の闘いは、損害賠償金５５２万円（延滞金を加えると約８００万円）の差し押えをいつどんなタイミングで行うのか。「全国部落調査」の３１都府県での出版禁止。高裁判決は、いかなる県でも出版すれば違法行為だと述べている。鳥取ループ自身がサイト上の情報の削除を行うのかをモニタリングし、立法府への「差別禁止法」、「人権侵害救済法」の制定への要請強化。「部落探訪」削除訴訟の展開が重要である。

**「部落探訪」の削除に向けた第２弾裁判闘争について**

現在、「全国部落調査」復刻版差し止め裁判の被告である鳥取ループ・示現舎は、インターネット上において、「示現舎　ガチな世界が読めるメディア」と称したウェブサイト「部落探訪（現、曲輪＜くるわ＞クエスト）」を公開している。

日本各地の被差別部落約４００カ所を訪れ、被差別部落にある神社や寺、墓地（墓石に書かれている名前）、地区内にある公共施設、共同浴場、改良住宅、道路の様子、周辺の風景、個人の住宅（門札の名前）、車のナンバー等を何等の加工や配慮もせず写真や動画で公開、差別をあおる文章とともにネットに公開している。さらに、最寄りの駅から被差別部落への道順を教えるものもある。また、廃墟となった住宅等を掲載することで、被差別部落へのマイナスイメージを増幅させるものもある。鳥取県内においても被差別部落を訪れた記事・写真、動画が掲載され、「エタブロ」、「同和御殿」など賤称語を用いその内容は部落差別を著しく助長するものとなっている。

鳥取ループ・示現舎は、「全国部落調査」をもとにして、これらの都府県の未指定地区も含めて掲載しており、確信犯的に部落を公表する行為を行っており、中には本人同意もなく被差別部落出身者の有名人を公表する行為も行っている。また、このような行為に誘発された者による部落差別情報がネット上には氾濫している。

「部落探訪」の削除を求める山下貴司法務大臣への要請行動（法務省）

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会２０１９年５月２２日（法務省）

このような行為に歯止めをかけるために削除を求める法務大臣への要請行動や、各都府県連が中心となって「鳥取ループ・示現舎に対する第２弾裁判闘争」を取り組んでいくことが提起され、現在大阪、埼玉、新潟、３カ所で裁判が行われている。

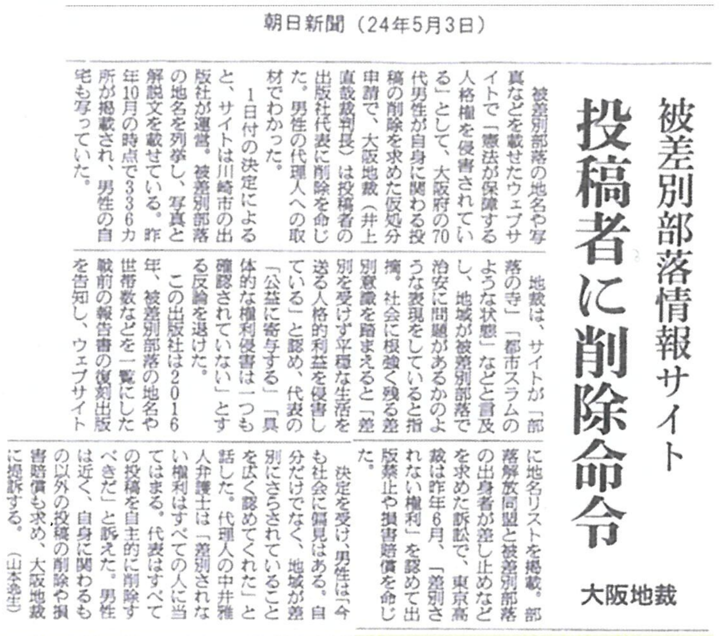

朝日新聞（24年5月3日）

被差別部落情報サイト　投稿者に削除命令

大阪地裁

被差別部落の地名や写真などを載せたウェブサイトで「憲法が保障する人格権を侵害されている」として、大阪府の70代男性が自身に関わる投稿の削除を求めた仮処分申請で、大阪地裁（井上直哉裁判長）は投稿者の出版社代表に削除を命じた。男性の代理人への取材でわかった。

1日付の決定によると、サイトは川崎市の出版社が運営。被差別部落の地名を列挙し、写真と解説文を載せている。昨年10月の時点で336カ所が掲載され、男性の自宅も写っていた。

地裁は、サイトが「部落の寺」「都市スラムのような状態」などと言及し、地域が被差別部落で治安に問題があるかのような表現をしていると指摘。社会に根強く残る差別意識を踏まえると「差別を受けず平穏な生活を送る人格的利益を侵害している」と認め、代表の「公益に寄与する」「具体的な権利侵害は一つも確認されていない」とする反論を退けた。

この出版社は2016年、被差別部落の地名や世帯数などを一覧にした戦前の報告書の復刻出版を告知し、ウェブサイトに地名リストを掲載。部落解放同盟と被差別部落の出身者が差し止めなどを求めた訴訟で、東京高裁は昨年6月、「差別されない権利」を認めて出版禁止や損害賠償を命じた。

決定を受け、男性は「今も社会に偏見はある。自分だけでなく、地域が差別にさらされていることを広く認めてくれた」と話した。代理人の中井雅人弁護士は「差別されない権利はすべての人に当てはまる。代表はすべての投稿を自主的に削除すべきだ」と訴えた。男性は近く、自身に関わるもの以外の投稿の削除や損害賠償も求め、大阪地裁に提訴する。（山本逸生）

**大阪地裁が「部落探訪」の削除命令**

2024年5月1日、削除の仮処分の申し立てを行った大阪訴訟で大阪地裁は、鳥取ループに「部落探訪」の削除を命じた。地裁は、サイトが「部落の寺」、「都市スラムのような状態」などと言及し、地域が被差別部落で治安に問題があるかのような表現をしていると指摘。社会に根強く残る差別意識を踏まえると「差別を受けず平穏な生活を送る人格的利益を侵害している」と認めた。

一審判決において、原告が勝利し、その結果として鳥取ループのXの凍結、2022年に米子市で開催された全国研究集会で始まった削除を求めるオンライン署名によってGoogle社によるYouTubeの200本以上の動画削除及びTicktokの「部落探訪」アカウントの停止が実現した。さらに、控訴審判決でも原告が勝利し、最高裁判決によって控訴審判決が確定した。この一連の結果により、鳥取ループの問題に対して確実な対応が進んでいる。

現在、この差別行為を止めるための重要な時期に差し掛かっている。このまま問題を放置するのか、それとも裁判によって削除を実現するのか重要な局面に立っている。

**文責：「全国部落調査」復刻版出版事件裁判原告　下吉真二**